十七　支払禁止命令に違反する行為があったと認めたこと。
十八　法第十七条第一項に規定する場合に該当すると認めたこと。
十九　法第十七条第一項の規定により命令をしたこと。
二十　法第十七条第一項の規定による命令に違反する行為があったと認めたこと。
二十一　法第十七条第三項の規定による申請を受けたこと。
二十二　法第十七条第四項の規定により返還を受けた者が偽りその他不正の手段により返還を受けたと認めたこと。
二十三　法第十九条の規定により資料の提出その他必要な協力を求めたこと。
二十四　法第二十条第一項の規定により公告国際テロリストに対し報告又は資料の提出を求めたこと。
二十五　法第二十条第一項の規定により警察職員に公告国際テロリストが所有し、若しくは占有する不動産に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させたこと。
二十六　法第二十条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をする行為があったと認めたこと。
二十七　法第二十二条第一項に規定する場合に該当すると認めたこと。
二十八　法第二十二条第二項に規定する場合に該当すると認めたこと。
二十九　法第二十二条の規定による命令に違反する行為があったと認めたこと。

第三十八条　法第二十三条の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	事項
一　公告国際テロリストの氏名又は名称に変更があったと認めたとき。	一　当該公告国際テロリストの変更前及び変更後の氏名又は名称並びに名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号（以下この表において「指定番号等」という。） 二　変更があった時期 三　変更があったと認めた理由
二　公告国際テロリストの住所又は所在地に変更があったと認めたとき。	一　当該公告国際テロリストの氏名又は名称及び指定番号等 二　変更前及び変更後の住所又は所在地 三　変更があった時期 四　変更があったと認めた理由
三　公告国際テロリストの居所地が判明したとき。	一　当該公告国際テロリストの氏名又は名称及び指定番号等 二　判明した居所地 三　判明した経緯
四　公告国際テロリストが規制対象財産を取得したと認めたとき。	一　当該公告国際テロリストの氏名又は名称及び指定番号等 二　規制対象財産の種類、価額、特徴及び所在地 三　当該公告国際テロリストが規制対象財産を取得した年月日 四　当該公告国際テロリストが規制対象財産を取得したと認めた理由
五　特定金銭債権が発生したと認めたとき。	一　特定金銭債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等 二　特定金銭債権の債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 三　特定金銭債権の内容 四　特定金銭債権が発生した年月日 五　特定金銭債権が発生したと認めた理由
六　法第九条の規定により許可をしたとき。	一　許可を受けた者の氏名又は名称及び指定番号等 二　許可をした年月日 三　許可に係る番号（以下この表において「許可番号」という。） 四　許可に係る行為の内容 五　許可をした理由
七　法第九条の規定に違反する行為があったと認めたとき。	一　違反行為をした者の氏名及び指定番号等（法人その他の団体にあっては、その名称、指定番号等並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日） 二　違反行為の概要
八　法第九条の許可を受けた者が偽りその他不正の手段により当該許可を受けたと認めたとき。	一　偽りその他不正の手段により許可を受けた者の氏名及び指定番号等（法人その他の団体にあっては、その名称、指定番号等並びに役職員又は構成員として当該許可を受けた者の氏名、住所及び生年月日） 二　許可番号 三　許可に係る行為の内容 四　偽りその他不正の手段の内容
九　許可申請を受けたとき。	一　許可申請をした者の氏名又は名称及び指定番号等 二　許可申請を受けた年月日 三　法第十条第一項各号に掲げる事項
十　法第十二条第一項の規定により条件を付し、又はこれを変更したとき。	一　許可に条件を付され、又はこれを変更された者の氏名又は名称及び指定番号等 二　許可番号 三　許可に係る行為の内容 四　許可の条件（これを変更した場合にあっては、変更前及び変更後の当該条件） 五　許可に条件を付し、又はこれを変更した年月日 六　許可に条件を付し、又はこれを変更した理由